

障害福祉サービス

名 称	内 容	お問い合わせ先
訪問系サービス	居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います
	重度訪問介護	重度障がいがあり常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談及び助言並びに外出における移動中の介護を総合的に行うとともに、入院又は入所している人に対して意思疎通の支援その他の支援を行います
	同行援護	視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供とともに、移動の援護、その他の必要な援助を行います
	行動援護	知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等の援助を行います
	重度障害者等包括支援	意思疎通を図ることが難しく、かつ、四肢麻痺及び寝たきりの人、知的や精神障がいで行動に困難を有する人に、居宅介護や生活介護、短期入所等の援助を包括的に提供します
日中活動系サービス	生活介護	常時介護を要する人に、主に昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに日常生活上の支援、創造的活動又は生産活動の機会の提供等を行います
	自立訓練（機能訓練）	障がいのある人に、障害福祉サービス事業所又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーション等の支援を行います
	自立訓練（生活訓練）	障がいのある人に、障害福祉サービス事業所又は居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施します
	就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の障がいのある人に生産活動、就労に必要な知識や訓練、その適性に応じた職場の開拓、就職後行われる職場の定着のために必要な相談等の支援を行います
	就労継続支援A型（雇用型）	一般企業等で就労が困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動や活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います
	就労継続支援B型（非雇用型）	一般企業等で就労が困難な人、就労移行支援によっても雇用されるに至らなかった人等に、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上、維持のために必要な訓練等を行います
	就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、一般企業等に就職した人に、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行います
	療養介護	常時介護を要するA L S患者や重症心身障がい者等に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等の援助を行います
	短期入所（ショートステイ）	居宅においてその介護を行う人の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする人に、施設内で入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行います

社会福祉課
43-6833 (TEL)
45-3396 (FAX)
shougai@city.ako.lg.jp

名 称	内 容	お問い合わせ先
居住系サービス	自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた人が、居宅で自立生活を営む上で問題について、一定の期間にわたり、巡回訪問又は相談に応じ、必要な情報提供や助言の援助を行います
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等の援助を行います ※市民税非課税世帯に属する人（被保護者である場合を除く）は、家賃助成制度があります（別途手続必要）
	施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人の心身の状況やその置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用するサービスや内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成等を行います
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人及び精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域移行に向けた相談等の支援等、段階的な地域移行に向けた様々な支援を行います
	地域定着支援	居宅において単身及び家庭の状況等により、同居している家族による支援が受けられない人の地域定着に向け、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等の相談や訪問、対応を行います

社会福祉課
43-6833 (TEL)
45-3396 (FAX)

shougai@city.ako.lg.jp

障害児通所支援

名 称	内 容	お問い合わせ先
障害児通所支援	児童発達支援	療育が必要と認められる就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います
	放課後等デイサービス	支援が必要な就学している子どもに対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、支援が必要と認められる子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います
	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な子どもにつき、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行います
障害児相談支援	障害児相談支援	障がいのある子どもの心身の状況やその置かれている環境、通所支援の利用に関する意向等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類、内容等を記載した「障害児支援利用計画案」の作成等を行います

地域生活支援事業

名 称	内 容	お問い合わせ先
地域生活支援事業	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します
	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行うとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図ります
	訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度身体障がいのある人等に対し、居宅の訪問による入浴サービスを提供します
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じて、創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供し、障がいのある人の地域における日中活動を支援します